

埼玉県共助の取組マッチング実施要綱

1. 目的

NPOや自治会など（以下「NPO等」という。）地域課題に取り組む団体に対し、人材や活動資金不足を支援する仕組みをつくり、共助の取組を拡大・強化する。

また、地域コミュニティを活性化し、「多様な主体による地域課題解決」や「企業とNPOとの連携促進」の仕組みづくり、モデルづくりを行う。

2. 取組の内容

共助の取組マッチングは、NPO等に、経験やスキルを生かして社会貢献したい専門家ボランティアと、助成金、寄附、融資といった活動資金を紹介する。

そのため、NPO等の相談を受けて最も適した人材や資金をマッチングする共助仕掛人と名付けた斡旋役を共助社会づくり課に配置する。

3. 役割

(1) 県（共助社会づくり課）

① 共助仕掛人として以下の業務を行うため、適切な者を配置する。

ア 広域的な事業のマネジメント

イ 助成金活用やクラウドファンディングなど、様々な資金の調達手法に関する助言

② 市町村における地域課題解決の業務が円滑に進むよう、必要な支援を行う。

③ 本事業の実施に際し、市町村及び県地域振興センターと連絡調整を行う。

④ NPO等と専門家ボランティアをつなぐとともに、継続的にプロジェクトを支援するコーディネーター的役割を果たせる人材（以下「コーディネーター」という。）の連携や育成に資する機会を創出する。

⑤ 埼玉県共助の総合ポータルサイト「埼玉共助スタイル」内の、専門家ボランティアバンクを管理し、NPO等に対し必要に応じた情報提供を行う。

⑥ 事業の推進に必要な情報を適宜市町村及び県地域振興センターに提供するとともに、本事業の成果を情報発信する。

⑦ 本事業が円滑に実施できるよう必要に応じて県民活動総合センター他関係機関と連携する。

(2) 共助仕掛人

① 地域課題解決を図ろうとするNPO等の活動内容や強み、課題などを把握する。

② 自らの経験やスキルを生かして社会貢献したい人（団体を含む。）又はコーディネーターを発掘する。

- ③ 本事業に関することについてNPO等からの相談を受ける。
- ④ NPO等へ必要に応じて専門家ボランティアや活動資金調達方法を紹介する。
- ⑤ 紹介した事業の進捗を把握し、必要に応じて更なる支援をする。
- ⑥ 紹介した事業の成果を把握し、情報を発信する。
- ⑦ その他地域の実情に合わせた共助の仕組みを拡大・強化する取組を実施する。
- ⑧ 活動について様式1により共助社会づくり課長に報告する。

4. その他

この要綱に定めるほか、本事業に関し、必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。